



# 宮 崎 県 公 報

平成28年3月28日(月曜日) 第2780号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

### 規 則

- 宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則…… (行政経営課) 1
- 物品の購入等の事務に関する規則の一部を改正する規則…… (総務事務センター) 9

### 告 示

- 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示…… (総務事務センター) 10
- 宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示 (危機管理課) 11
- 道路の区域の変更…… (道路保全課) 13
- 土砂災害警戒区域の指定…… (砂防課) 13
- 土砂災害特別警戒区域の指定…… ( " ) 14
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定…… (建築住宅課) 16

### 訓 令

- 宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令…… (行政経営課) 16
- 宮崎県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令…… (行政経営課) 26

- る訓令…… (行政経営課) 26
- 県有自動車等による事故処理規程の一部を改正する訓令…… (総務事務センター) 26
- 賠償等審査会規程の一部を改正する訓令…… ( " ) 27

### 公安委員会規則

- 宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則…… 28
- 公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則…… 30
- 宮崎県犬取締条例第7条第2項の規定に基づく事故発生時の指示に関する規則の一部を改正する規則…… 31
- 宮崎県公安委員会の所管に属する審査請求等の手続に関する規則…… 32

### 選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…… 32
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…… 32

## 規 則

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第35号

#### 宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則

宮崎県行政組織規則(平成10年宮崎県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
(局及び課の設置)		(局及び課の設置)	
第5条 次の表の左欄に掲げる部に同表の中欄に掲げる局及び同表の右欄に掲げる課を置く。		第5条 次の表の左欄に掲げる部に同表の中欄に掲げる局及び同表の右欄に掲げる課を置く。	
部	局	部	局
[略]		[略]	
福祉保健部		福祉保健部	
	福祉保健課 医療業務課 国保・ 援護課 長寿介護課 障がい福祉 課 衛生管理課 健康増進課		福祉保健課 医療業務課 国民健 康保険課 長寿介護課 障がい福 祉課 衛生管理課 健康増進課
[略]		[略]	
[略]		[略]	
商工観光労働部		商工観光労働部	
	商工政策課 産業振興課 労働政 策課		商工政策課 産業振興課 雇用労 働政策課
[略]		[略]	
農政水産部		農政水産部	
	農政企画課 地域農業推進課 営 農支援課 農産園芸課 農村計画		農政企画課 農業連携推進課 農 業経営支援課 農産園芸課 農村

	課 農村整備課 水産政策課 漁村振興課
	[略]
[略]	

(課内室の設置)

第5条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる課内室を置く。

課	課 内 室
[略]	
総務課	防災拠点庁舎整備室
[略]	
産業振興課	産業集積推進室
労働政策課	地域雇用対策室
[略]	
農政企画課	ブランド・流通対策室
地域農業推進課	連携推進室
営農支援課	食の消費・安全推進室
[略]	

(会計管理局)

第6条 [略]

2 会計管理局に会計課を置く。

(秘書広報課)

第8条 秘書広報課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)・(2) [略]
- (3) 叙位及び叙勲に関すること（国保・援護課の主管に属するものを除く。）。
- (4)～(9) [略]

2 [略]

(情報政策課)

第9条の8 情報政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 地域情報化対策の企画及び総合調整に関すること。
- (3)・(4) [略]
- (5) 電子県庁の企画及び総合調整に関すること。
- (6) 行政情報化対策の企画及び総合調整に関すること。
- (7) 総合的行政情報システムの整備及び管理に関すること。
- (8) 総合的システム基盤の整備及び管理に関すること。
- (9) [略]

(総務課)

第10条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(10) [略]
- (11)～(18) [略]

2 防災拠点庁舎整備室においては、前項第13号に掲げる事務を分掌する。

(行政経営課)

第12条 行政経営課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(7) [略]
- (8) 公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人の総合調整に関すること。

	計画課 農村整備課 水産政策課 漁村振興課
	[略]
[略]	

(課内室の設置)

第5条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる課内室を置く。

課	課 内 室
[略]	
総務課	防災拠点庁舎整備室
福祉保健課	法人指導・援護室
[略]	
産業振興課	産業集積推進室
[略]	
農政企画課	新農業戦略室
農業連携推進課	ブランド・流通対策室
農業経営支援課	農地対策室
[略]	

(会計管理局)

第6条 [略]

2 会計管理局に会計課及び物品管理調達課を置く。

(秘書広報課)

第8条 秘書広報課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)・(2) [略]
- (3) 叙位及び叙勲に関すること（福祉保健課の主管に属するものを除く。）。
- (4)～(9) [略]

2 [略]

(情報政策課)

第9条の8 情報政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 地域情報化に関する施策の企画及び総合調整に関すること。
- (3)・(4) [略]
- (5) 行政情報化に関する施策の企画及び総合調整に関すること。
- (6) 行政情報化に係るシステム等の整備、管理及び全体最適化に関すること。

(7) [略]

(総務課)

第10条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(10) [略]
- (11) 公共施設等総合管理計画に関すること。
- (12)～(19) [略]

2 防災拠点庁舎整備室においては、前項第14号に掲げる事務を分掌する。

(行政経営課)

第12条 行政経営課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(7) [略]
- (8) 公益法人等の監督に係る総合調整に関すること。

(9) [略]

(10) 公益認定等審議会に関すること。

(税務課)

第15条 税務課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 滞納に係る税外収入の収入企画に関すること。

(3)～(7) [略]

(8) 県税及び地方法人特別税に係る徴収金に関する処分及び県税外収入金の滞納処分に係る不服申立てに関すること。

(9)～(11) [略]

(総務事務センター)

第15条の3 総務事務センターの分掌事務は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2)～(9) [略]

(10) 物品の取得及び処分並びに物品管理の総合調整に関すること(知事が別に指定したものを除く。)。

(11) 物品の出納及び保管(使用中の物品に係る保管を除く。)に関すること。

(12) 物品の記録管理に関すること。

(13) 県有自動車等の管理指導に関すること。

(福祉保健課)

第24条 福祉保健課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 社会福祉法人及び社会福祉団体に関すること(国保・援護課、長寿介護課、障がい福祉課、こども政策課及びこども家庭課の主管に属するものを除く。)。

(3)～(7) [略]

(8)～(12) [略]

(国保・援護課)

第26条 国保・援護課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 生活保護に関すること。

(2) 旧軍人軍属に関すること。

(3) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。

(4)～(6) [略]

(7) [略]

(障がい福祉課)

第28条 障がい福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(10) [略]

(11) 障害者施策推進協議会、障害者介護給付費等不服審査会、障害児通所給付費等不服審査会及び精神医療審査会に関すること。

(12) [略]

(自然環境課)

(9) [略]

(10) 公益認定等審議会及び行政不服審査会に関すること。

(税務課)

第15条 税務課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 県税及び地方法人特別税に係る徴収金の収入企画に関すること。

(3)～(7) [略]

(8) 県税及び地方法人特別税に係る徴収金に関する処分に係る不服申立てに関すること。

(9)～(11) [略]

(総務事務センター)

第15条の3 総務事務センターの分掌事務は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 宮崎県税・総務事務所、中部農林振興局及び宮崎土木事務所の総務事務の処理に関すること。

(3)～(10) [略]

(福祉保健課)

第24条 福祉保健課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 社会福祉法人及び社会福祉団体に関すること(長寿介護課、障がい福祉課、こども政策課及びこども家庭課の主管に属するものを除く。)。

(3)～(7) [略]

(8) 生活保護に関すること。

(9) 生活困窮者に関すること。

(10) 子どもの貧困対策に関すること。

(11) 旧軍人軍属に関すること。

(12) 戦傷病者、戦没遺族等の援護に関すること。

(13)～(17) [略]

2 法人指導・援護室においては、前項第5号、第11号及び第12号に掲げる事務を分掌する。

(国民健康保険課)

第26条 国民健康保険課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 国民健康保険制度改革に関すること。

(5) [略]

(障がい福祉課)

第28条 障がい福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(10) [略]

(11) 障害者介護給付費等不服審査会、精神医療審査会、障害者施策推進協議会、障害児通所給付費等不服審査会及び障がい者差別解消支援協議会に関すること。

(12) [略]

(自然環境課)

第36条 自然環境課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)・(2) [略]
- (3) 鳥獣保護及び狩猟に関すること。
- (4)～(12) [略]
- (労働政策課)

第43条 労働政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(4) [略]
- (5) 中小企業退職金共済制度に関すること。
- (6) 労働福祉資金の貸付けに関すること。
- (7) [略]
- (8) 地域雇用対策に関すること。
- (9) 若年者、高齢者等の就労支援に関すること。
- (10) 県内企業の人材確保支援に関すること。
- (11) 労働委員会に関すること。
- (12) 公共職業訓練に関すること。
- (13) 事業主等が行う職業訓練に関すること。
- (14) 職業訓練指導員に関すること。
- (15) 技能検定に関すること。

- (16)・(17) [略]

2 地域雇用対策室においては、前項第8号から第10号までに掲げる事務を分掌する。

(農政企画課)

第45条 農政企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)・(2) [略]
- (3) 農産物のブランドに関する施策の企画及び推進に関すること。
- (4) 農産物の流通に関する施策の企画及び推進に関すること。
- (5) 卸売市場に関すること。
- (6)・(7) [略]

- (8)～(12) [略]

2 ブランド・流通対策室においては、前項第3号から第5号までに掲げる事務を分掌する。

(地域農業推進課)

第46条 地域農業推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域農業に関する施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 農業経営構造対策に関すること。
- (3) 中山間地域の農業振興対策に関すること。
- (4) [略]
- (5) 農業法人の育成及び他産業からの農業参入に関すること。
- (6) 農地の利用集積に関すること。
- (7) 農業会議及び農業委員会に関すること。
- (8) 農業の担い手に関すること。
- (9) 農村の女性及び高齢者に関すること。
- (10) 新規就農者の確保及び育成に関すること。
- (11) 農業大学校及び農業科学公園に関すること。

第36条 自然環境課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)・(2) [略]
- (3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関すること。
- (4)～(12) [略]
- (雇用労働政策課)

第43条 雇用労働政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(4) [略]
- (5) [略]
- (6) 労働委員会に関すること。
- (7) 公共職業訓練に関すること。
- (8) 民間職業訓練に関すること。
- (9) 職業訓練指導員に関すること。
- (10) 技能検定に関すること。
- (11) 地域雇用対策に関すること。
- (12) 若年者、高齢者等の就労支援に関すること。
- (13) U I J ターン希望者の就職支援に関すること。
- (14) 県内企業の人材確保支援に関すること。
- (15)・(16) [略]

(農政企画課)

第45条 農政企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)・(2) [略]
- (3)・(4) [略]
- (5) T P P 対策の総合調整並びに新たな農水産業施策の企画及び推進に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 中山間地域の農業振興対策に関すること。
- (7) 鳥獣被害防止対策に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

- (8)～(12) [略]

2 新農業戦略室においては、前項第5号から第7号までに掲げる事務を分掌する。

(農業連携推進課)

第46条 農業連携推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 農業連携に関する施策の企画及び推進に関すること。
- (2) [略]
- (3) 農産物の安全性の確保に関する施策の企画及び推進に関すること。
- (4) 食品品質表示の適正化に関すること。
- (5) 食育及び食の地産地消に関する施策の企画及び推進に関すること。
- (6) 農産物のブランドに関する施策の企画及び推進に関すること。
- (7) 農産物の流通に関する施策の企画及び推進に関すること。
- (8) 卸売市場に関すること。

2 連携推進室においては、前項第 4 号から第 7 号までに掲げる事務を分掌する。

（営農支援課）

第47条 営農支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 農業改良普及事業に関すること。
- (2) 農業経営に関すること。
- (3) 農業気象に関すること。
- (4) 農業専門技術指導に関すること。
- (5) 農業金融に関すること。
- (6) 農産物の安全性の確保に関する施策の企画及び推進に関すること。
- (7) 食品品質表示の適正化に関すること。
- (8) 食育及び食の地産地消に関する施策の企画及び推進に関すること。
- (9)・(10) [略]
- (11) 鳥獣被害防止対策に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (12) 病害虫防除・肥料検査センターに関すること。

2 食の消費・安全推進室においては、前項第 6 号から第12号までに掲げる事務を分掌する。

（農村整備課）

第51条 農村整備課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(7) [略]

（都市計画課）

第70条 都市計画課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(5) [略]

(6)～(13) [略]

（会計課）

第73条 会計課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(5) [略]
- (6) 財務会計システムの運営及び管理に関すること。
- (7)～(18) [略]

第74条 削除

2 ブランド・流通対策室においては、前号第 6 号から第 8 号までに掲げる事務を分掌する。

（農業経営支援課）

第47条 農業経営支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 農業金融に関すること。
- (2) 農業経営構造対策に関すること。
- (3) 農業の担い手に関すること。
- (4) 農村の女性及び高齢者に関すること。
- (5) 新規就農者の確保及び育成に関すること。
- (6) 農業改良普及事業に関すること。
- (7) 農業経営に関すること。
- (8) 農業気象に関すること。
- (9)・(10) [略]
- (11) 農業専門技術指導に関すること。

(12) 農地の利用集積に関すること。

(13) 農業会議及び農業委員会に関すること。

(14) 農業法人の育成及び他産業からの農業参入に関すること。

(15) 農業大学校及び農業科学公園並びに病害虫防除・肥料検査センターに関すること。

2 農地対策室においては、前項第12号から第14号までに掲げる事務を分掌する。

（農村整備課）

第51条 農村整備課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(7) [略]
- (8) 日本型直接支払制度に関すること。

（都市計画課）

第70条 都市計画課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(5) [略]
- (6) 県土美化の推進に関すること。
- (7)～(14) [略]

（会計課）

第73条 会計課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(5) [略]
- (6) 財務会計システム等の運営及び管理に関すること。
- (7)～(18) [略]
- (19) 局内各課の連絡調整に関すること。
- (20) 局内各課の総務事務の処理に関すること（総務事務センターの主管に属するものを除く。）。
- (21) 局内の事務で他課の主管に属さないこと。

（物品管理調達課）

第74条 物品管理調達課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 物品の取得及び処分並びに物品管理の総合調整に関すること（知事が別に指定したものを除く。）。
- (2) 宮崎県税・総務事務所の所管区域内の出先機関の物品の取得に関すること。
- (3) 物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関すること。
- (4) かいの物品の売買、使用及び出納保管状況の指導並びに検査に関すること。
- (5) 物品の記録管理に関すること。
- (6) 県有自動車等の管理指導に関すること。

<p>(設置) 第84条 住民の消費生活に関する苦情相談、研修及び商品展示を行うため、消費生活センターを置く。</p> <p>(所掌事務) 第89条 県税・総務事務所の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(11) [略] (12) 同一庁舎内に所在する福祉事務所、農林振興局及び土木事務所の総務事務の処理に関すること。 (13) 所管区域内の出先機関の物品の取得に関すること。 (14)～(25) [略] (内部組織) 第90条 宮崎県税・総務事務所に次の課を置く。 [略] 自動車取得税課 総務事務センター 2～4 [略] (分掌事務) 第91条 前条に規定する宮崎県税・総務事務所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。 管理課 (1)～(11) [略]  (12) [略] [略] 総務事務センター (1) 中部農林振興局及び宮崎土木事務所の総務事務の処理に関すること。 (2) 所管区域内の出先機関の物品の取得に関すること。 (3) 4号館に関すること。 (4) 宮崎県税・総務事務所分室庁舎に関すること。 2 前条に規定する日南県税・総務事務所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。 納税管理課 (1) 前項において管理課の分掌事務として掲げられた事務  (2) [略] [略] 3 前条に規定する都城県税・総務事務所及び延岡県税・総務事務所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。 管理課 (1) 第1項において管理課の分掌事務として掲げられた事務  [略] 4 前条に規定する小林県税・総務事務所、高鍋県税・総務事務所及び日向県税・総務事務所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。 納税管理課 (1) 第1項において管理課の分掌事務として掲げられた事務</p>	<p>(設置) 第84条 消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条第1項の規定に基づき、消費生活相談等の事務を実施するため、消費生活センターを置く。 (所掌事務) 第89条 県税・総務事務所の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(11) [略] (12) 同一庁舎内に所在する福祉事務所、農林振興局及び土木事務所の総務事務の処理に関すること（<u>宮崎県税・総務事務所を除く。</u>）。 (13) 所管区域内の出先機関の物品の取得に関すること（<u>宮崎県税・総務事務所を除く。</u>）。 (14)～(25) [略] (内部組織) 第90条 宮崎県税・総務事務所に次の課を置く。 [略] 自動車取得税課 2～4 [略] (分掌事務) 第91条 前条に規定する宮崎県税・総務事務所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。 管理課 (1)～(11) [略] (12) 4号館及び宮崎県税・総務事務所分室庁舎に関すること。 <u>。</u> (13) [略] [略] 2 前条に規定する日南県税・総務事務所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。 納税管理課 (1) 前項において管理課の分掌事務として掲げられた事務のうち4号館及び宮崎県税・総務事務所分室庁舎に関するもの<u>以外の事務</u> (2) [略] [略] 3 前条に規定する都城県税・総務事務所及び延岡県税・総務事務所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。 管理課 (1) 第1項において管理課の分掌事務として掲げられた事務のうち4号館及び宮崎県税・総務事務所分室庁舎に関するもの<u>以外の事務</u> [略] 4 前条に規定する小林県税・総務事務所、高鍋県税・総務事務所及び日向県税・総務事務所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。 納税管理課 (1) 第1項において管理課の分掌事務として掲げられた事務</p>
---	---

(2) [略]

[略]

(所掌事務)

第96条 西臼杵支庁の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(11) [略]

(12) 鳥獣保護及び狩猟に関すること。

(13)～(20) [略]

(分掌事務)

第98条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

林務課

(1)～(14) [略]

(15) 鳥獣保護及び狩猟に関すること。

(16)～(20) [略]

[略]

(設置)

第 155条 売春防止法（昭和31年法律第 118号）第34条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、要保護女子の保護更正に関する業務を行うため、女性相談所を置く。

(所掌事務)

第 190条 農林振興局の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(9) [略]

(10) 鳥獣保護及び狩猟に関すること。

(11)～(16) [略]

(分掌事務)

第 192条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

林務課

(1)～(14) [略]

(15) 鳥獣保護及び狩猟に関すること。

(16)～(20) [略]

[略]

(内部組織)

第 250条 [略]

2 [略]

3 宮崎県行政機関設置条例第12条の規定により、北部港湾事務所に駐在所を置き、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
宮崎県北部 港湾事務所 北浦駐在所	延岡市北浦 町市振 2 番 地の17	延岡市（島浦町及び北浦町に限る。）

(名称等)

第 262条 法第 138条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関の名称、担任事務及び主管部課は、次のとおりである。

名 称	担 任 事 務	主 管 部 課
[略]		
宮崎県公益認 定等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認	[略]

のうち 4 号館及び宮崎県税・総務事務所分室庁舎に関するもの以外の事務

(2) [略]

[略]

(所掌事務)

第96条 西臼杵支庁の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(11) [略]

(12) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関すること。

(13)～(20) [略]

(分掌事務)

第98条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

林務課

(1)～(14) [略]

(15) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関すること。

(16)～(20) [略]

[略]

(設置)

第 155条 売春防止法（昭和31年法律第 118号）第34条第 1 項の規定に基づき、要保護女子の保護更正に関する業務を行うため、女性相談所を置く。

(所掌事務)

第 190条 農林振興局の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(9) [略]

(10) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関すること。

(11)～(16) [略]

(分掌事務)

第 192条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

林務課

(1)～(14) [略]

(15) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関すること。

(16)～(20) [略]

[略]

(内部組織)

第 250条 [略]

2 [略]

(名称等)

第 262条 法第 138条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関の名称、担任事務及び主管部課は、次のとおりである。

名 称	担 任 事 務	主 管 部 課
[略]		
宮崎県公益認 定等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認	[略]

	定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）により、その権限に属せられた事項の処理に関する事務	
[略]		
宮崎県国民健康保険審査会	[略]	福祉保健部国保・援護課
宮崎県後期高齢者医療審査会	[略]	福祉保健部国保・援護課
[略]		
宮崎県障害児通所給付費等不服審査会	[略]	
[略]		
感染症の診査に関する協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第 114号）第24条第 1 項の規定による感染症に関する必要な事項の審議に関する事務	[略]
[略]		
宮崎県職業能力開発審議会	[略]	商工観光労働部労働政策課
[略]		

（職）

第 271条 次の表の左欄に掲げる出先機関に、それぞれ同表の右欄に掲げる職を置く。

出先機関及びその他の機関	職
[略]	
県税・総務事務所	所長 次長（2人。宮崎県税・総務事務所に限る。） 課長 センター長
[略]	
港湾事務所	所長 課長 主任（駐在所に限る。）

	定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）により、その権限に属せられた事項の処理に関する事務	
宮崎県行政不服審査会	行政不服審査法（平成26年法律第68号）により、その権限に属せられた事項の処理に関する事務	総務部行政経営課
[略]		
宮崎県国民健康保険審査会	[略]	福祉保健部国民健康保険課
宮崎県後期高齢者医療審査会	[略]	福祉保健部国民健康保険課
[略]		
宮崎県障害児通所給付費等不服審査会	[略]	
宮崎県障がい者差別解消支援協議会	障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例（平成28年宮崎県条例第23号）第11条第 2 項の規定による障がいを理由とする差別の解消の推進に関する事項についての調査審議及び障がいを理由とする不利益な取扱いに該当する事案についての助言又はあっせんに関する事務	福祉保健部障がい福祉課
[略]		
感染症の診査に関する協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第 114号）第24条第 3 項の規定による感染症に関する必要な事項の審議及び意見の具申に関する事務	[略]
[略]		
宮崎県職業能力開発審議会	[略]	商工観光労働部雇用労働政策課
[略]		

（職）

第 271条 次の表の左欄に掲げる出先機関に、それぞれ同表の右欄に掲げる職を置く。

出先機関及びその他の機関	職
[略]	
県税・総務事務所	所長 次長（2人。宮崎県税・総務事務所に限る。） 課長 センター長（宮崎県税・総務事務所を除く。）
[略]	
港湾事務所	所長 課長

## 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

物品の購入等の事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 宮崎県規則第36号

## 物品の購入等の事務に関する規則の一部を改正する規則

物品の購入等の事務に関する規則（平成10年宮崎県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後	
<p>(物品の購入の要求)</p> <p>第3条 部局の長は、物品の購入の必要が生じたときは、その都度、物品購入要求書を総務事務センター課長に提出して、当該物品の購入の要求をしなければならない。</p> <p>2 かいの長は、物品の購入の必要が生じたときは、その都度、物品購入要求書を県税・総務事務所又は西臼杵支庁の長（以下「県税・総務事務所長」という。）に提出して、当該物品の購入を要求しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、別表第2に掲げる物品の購入については適用しない。</p> <p>(要求に係る物品の購入)</p> <p>第4条 総務事務センター課長及び県税・総務事務所長は、前条の要求を適当と認めるときは、物価の推移その他の事情を勘案して適正に当該要求に係る物品（以下「要求物品」という。）を購入しなければならない。</p> <p>2 総務事務センター課長及び県税・総務事務所長は、要求物品の購入を決定したときは、直ちに当該要求をした部局の長又はかいの長に調達決定書（別記様式）を送付するものとする。</p> <p>(物品の修繕)</p> <p>第5条 部局の長及びかいの長は、物品の修繕の必要が生じたときは、財務規則第162条の規定により当該物品の修繕のための措置をとるものとする。ただし、部局において、当該修繕に係る予算執行の伺いの執行予定額が100万円以上の場合、総務事務センター課長に合議しなければならない。</p> <p>(要求物品の検査等)</p> <p>第6条 購入した要求物品の検査は、総務事務センター課長又は県税・総務事務所長が行う。ただし、総務事務センター課長又は県税・総務事務所長が、部局又は部局以外の機関に直接納品を行うことが適当と認められた要求物品の検査は、部局の長又は部局以外の機関の長が行う。</p> <p>2 前項ただし書の検査を行った部局の長又は部局以外の機関の長は、当該検査の結果を速やかに総務事務センター課長又は県税・総務事務所長に報告するものとする。</p> <p>(要求物品の交付)</p> <p>第7条 総務事務センター課長及び県税・総務事務所長は、前条第1項本文の検査を終え、又は同条第2項の報告を受けたときは、直ちに当該部局の長又はかいの長に要求物品を交付するものとする。</p>	<p>(物品の購入の要求)</p> <p>第3条 部局の長又はかい(別表第2に掲げるかいに限る。)の長は、物品の購入の必要が生じたときは、その都度、物品購入要求書を物品管理調達課長に提出して、当該物品の購入の要求をしなければならない。</p> <p>2 かい(別表第2に掲げるかいを除く。)の長は、物品の購入の必要が生じたときは、その都度、物品購入要求書を県税・総務事務所(宮崎県税・総務事務所を除く。)又は西臼杵支庁の長（以下「県税・総務事務所長」という。）に提出して、当該物品の購入を要求しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、別表第3に掲げる物品の購入については適用しない。</p> <p>(要求に係る物品の購入)</p> <p>第4条 物品管理調達課長及び県税・総務事務所長は、前条の要求を適当と認めるときは、物価の推移その他の事情を勘案して適正に当該要求に係る物品（以下「要求物品」という。）を購入しなければならない。</p> <p>2 物品管理調達課長及び県税・総務事務所長は、要求物品の購入を決定したときは、直ちに当該要求をした部局の長又はかいの長に調達決定書（別記様式）を送付するものとする。</p> <p>(物品の修繕)</p> <p>第5条 部局の長及びかいの長は、物品の修繕の必要が生じたときは、財務規則第162条の規定により当該物品の修繕のための措置をとるものとする。ただし、部局において、当該修繕に係る予算執行の伺いの執行予定額が100万円以上の場合、物品管理調達課長に合議しなければならない。</p> <p>(要求物品の検査等)</p> <p>第6条 購入した要求物品の検査は、物品管理調達課長又は県税・総務事務所長が行う。ただし、物品管理調達課長又は県税・総務事務所長が、部局又は部局以外の機関に直接納品を行うことが適当と認められた要求物品の検査は、部局の長又は部局以外の機関の長が行う。</p> <p>2 前項ただし書の検査を行った部局の長又は部局以外の機関の長は、当該検査の結果を速やかに物品管理調達課長又は県税・総務事務所長に報告するものとする。</p> <p>(要求物品の交付)</p> <p>第7条 物品管理調達課長及び県税・総務事務所長は、前条第1項本文の検査を終え、又は同条第2項の報告を受けたときは、直ちに当該部局の長又はかいの長に要求物品を交付するものとする。</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>消費生活センター 宮崎県税・総務事務所</td> </tr> </table>	消費生活センター 宮崎県税・総務事務所
消費生活センター 宮崎県税・総務事務所		

<p>別表第 2（第 3 条関係）</p> <p>1～13 [略]</p> <p>14 <u>総務事務センター</u>又は県税・総務事務所で単価契約を行い、その単価に基づき部局又はかいが購入することについて<u>総務事務センター課長</u>又は県税・総務事務所長が適当と認めたもの</p> <p>15～20 [略]</p> <p>21 その他<u>総務事務センター課長</u>が、部局又はかいにおいて購入することが適当であると認めたもの</p>	<p>消防学校 中央福祉こどもセンター 中央保健所 身体障害者相談センター 精神保健福祉センター 計量検定所 中部農林振興局 宮崎家畜保健衛生所 宮崎土木事務所 高岡土木事務所 中部港湾事務所 建設技術センター</p> <p>別表第 3（第 3 条関係）</p> <p>1～13 [略]</p> <p>14 <u>物品管理調達課</u>又は県税・総務事務所で単価契約を行い、その単価に基づき部局又はかいが購入することについて<u>物品管理調達課長</u>又は県税・総務事務所長が適当と認めたもの</p> <p>15～20 [略]</p> <p>21 <u>大規模災害の発生時に緊急に購入が必要となるもの</u></p> <p>22 その他<u>物品管理調達課長</u>が、部局又はかいにおいて購入することが適当であると認めたもの</p>
--	--

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**告 示**

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

平成28年3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 216号

**物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示**

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この告示は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第119条第1項、第132条第1項、第133条及び第232条の規定により、県が発注する物品の買入れ、製造（修繕を含む。）、売払い及び借入れの契約並びに役務の提供の契約（次に掲げる告示の適用を受けるものを除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格並びに指名競争入札の指名基準その他必要な事項について定めるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る指名競争入札の参加資格及び指名基準に関する要綱（平成6年宮崎県告示第1058号の3）</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>（契約違反等の報告）</p> <p>第12条 部局の課長又はかい長は、有資格者が別表左欄に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、速やかに契約違反等報告書（別記様式第4号）を<u>総務事務センター課長</u>へ提出するものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この告示は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第119条第1項、第132条第1項、第133条及び第232条の規定により、県が発注する物品の買入れ、製造（修繕を含む。）、売払い及び借入れの契約並びに役務の提供の契約（次に掲げる告示の適用を受けるものを除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格並びに指名競争入札の指名基準その他必要な事項について定めるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る<u>競争入札の参加資格等に関する要綱</u>（平成6年宮崎県告示第1058号の3）</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>（契約違反等の報告）</p> <p>第12条 部局の課長又はかい長は、有資格者が別表左欄に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、速やかに契約違反等報告書（別記様式第4号）を<u>物品管理調達課長</u>へ提出するものとする。</p>

<p>(審査会の組織)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 会長は、<u>総務部次長（総務・職員担当）</u>をもって充てる。</p> <p>3 審査員は、<u>総務課長、総務事務センター課長、総務課課長補佐（総括）、総務事務センター課長補佐（総括）、総務事務センター主幹及び総務事務センター副主幹（総務事務センター主幹及び総務事務センター副主幹）</u>においては、管理又は調達の事務を掌理する者に限る。）をもって充てる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第18条 審査会の庶務は、<u>総務部総務事務センター</u>において処理する。</p>	<p>(審査会の組織)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 会長は、<u>会計管理局次長</u>をもって充てる。</p> <p>3 審査員は、<u>会計課長、物品管理調達課長、会計課課長補佐（総括）、物品管理調達課課長補佐、物品管理調達課主幹及び物品管理調達課副主幹（物品管理調達課主幹及び物品管理調達課副主幹）</u>においては、管理又は調達の事務を掌理する者に限る。）をもって充てる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第18条 審査会の庶務は、<u>会計管理局物品管理調達課</u>において処理する。</p>
---	--

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条第2号の改正規定は、公表の日から施行する。

宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成28年3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 217号

宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示

宮崎県災害対策本部規程（昭和38年宮崎県告示第 381号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																												
<p>(災害対策本部地方支部)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 支部長は、支庁長、<u>農林振興局長（日向地方支部にあっては日向土木事務所長、西児湯地方支部にあっては西都土木事務所長）</u>をもって充てる。</p> <p>6～11 [略]</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">部及び室</th> <th style="width: 50%;">班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>福祉保健対策室</td> <td>[略] 国保・援護班 [略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>商工観光労働対策室</td> <td>[略] 労働政策班 [略]</td> </tr> <tr> <td>農政水産対策室</td> <td>[略] 地域農業推進班 営農支援班 [略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>会計管理対策室</td> <td>会計班</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>国保・援護班長</td> <td>国保・援護課長</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>労働政策班長</td> <td>労働政策課長</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>地域農業推進班長</td> <td>地域農業推進課長</td> </tr> </tbody> </table>	部及び室	班	[略]	[略]	福祉保健対策室	[略] 国保・援護班 [略]	[略]	[略]	商工観光労働対策室	[略] 労働政策班 [略]	農政水産対策室	[略] 地域農業推進班 営農支援班 [略]	[略]	[略]	会計管理対策室	会計班	[略]	[略]	[略]	[略]	国保・援護班長	国保・援護課長	[略]	[略]	労働政策班長	労働政策課長	[略]	[略]	地域農業推進班長	地域農業推進課長	<p>(災害対策本部地方支部)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 支部長は、支庁長及び<u>農林振興局長</u>をもって充てる。</p> <p>6～11 [略]</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">部及び室</th> <th style="width: 50%;">班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>福祉保健対策室</td> <td>[略] 国民健康保険班 [略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>商工観光労働対策室</td> <td>[略] 雇用労働政策班 [略]</td> </tr> <tr> <td>農政水産対策室</td> <td>[略] 農業連携推進班 農業経営支援班 [略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>会計管理対策室</td> <td>会計班 物品管理調達班</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険班長</td> <td>国民健康保険課長</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>雇用労働政策班長</td> <td>雇用労働政策課長</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>農業連携推進班長</td> <td>農業連携推進課長</td> </tr> </tbody> </table>	部及び室	班	[略]	[略]	福祉保健対策室	[略] 国民健康保険班 [略]	[略]	[略]	商工観光労働対策室	[略] 雇用労働政策班 [略]	農政水産対策室	[略] 農業連携推進班 農業経営支援班 [略]	[略]	[略]	会計管理対策室	会計班 物品管理調達班	[略]	[略]	[略]	[略]	国民健康保険班長	国民健康保険課長	[略]	[略]	雇用労働政策班長	雇用労働政策課長	[略]	[略]	農業連携推進班長	農業連携推進課長
部及び室	班																																																												
[略]	[略]																																																												
福祉保健対策室	[略] 国保・援護班 [略]																																																												
[略]	[略]																																																												
商工観光労働対策室	[略] 労働政策班 [略]																																																												
農政水産対策室	[略] 地域農業推進班 営農支援班 [略]																																																												
[略]	[略]																																																												
会計管理対策室	会計班																																																												
[略]	[略]																																																												
[略]	[略]																																																												
国保・援護班長	国保・援護課長																																																												
[略]	[略]																																																												
労働政策班長	労働政策課長																																																												
[略]	[略]																																																												
地域農業推進班長	地域農業推進課長																																																												
部及び室	班																																																												
[略]	[略]																																																												
福祉保健対策室	[略] 国民健康保険班 [略]																																																												
[略]	[略]																																																												
商工観光労働対策室	[略] 雇用労働政策班 [略]																																																												
農政水産対策室	[略] 農業連携推進班 農業経営支援班 [略]																																																												
[略]	[略]																																																												
会計管理対策室	会計班 物品管理調達班																																																												
[略]	[略]																																																												
[略]	[略]																																																												
国民健康保険班長	国民健康保険課長																																																												
[略]	[略]																																																												
雇用労働政策班長	雇用労働政策課長																																																												
[略]	[略]																																																												
農業連携推進班長	農業連携推進課長																																																												

宮農支援班長 [略]	宮農支援課長
会計班長 [略]	会計課長

農業経営支援班長 [略]	農業経営支援課長
会計班長	会計課長
物品管理調達班長 [略]	物品管理調達課長

別表第 3（第 7 条関係）

[略]		
部室名	班 名	分 掌 事 務
[略]		
総務対策室	総務事務センター班	1 [略] 2 庁内自動車の管理及び輸送に必要な措置に関すること。
	福祉保健対策室	福祉保健班 1～3 [略] 4 社会福祉施設（国保・援護班、長寿介護班、障がい福祉班、健康増進班及び子ども政策班の分掌事務に属するものを除く。）の災害対策及び被害調査に関すること。
[略]		
	国保・援護班	[略]
[略]		
商工観光労働対策室	[略]	[略]
	労働政策班	[略]
[略]		
農政水産対策室	[略]	[略]
	地域農業推進班	[略]
	宮農支援班	[略]
[略]		
会計管理対策室	会計班	[略]
	[略]	

別表第 4（第 9 条関係）

宮崎県災害対策本部地方支部名称、設置場所及び所管区域表

名称	設置場所	所管区域
[略]		
宮崎県災害対策本部東児湯地方支部	[略]	児湯郡（西米良村を除く。）
宮崎県災害対策本部西児湯地方支部	西都市 宮崎県西都土木事務所内	西都市 児湯郡（西米良村に限る。）
宮崎県災害対策本部	日向市 宮崎県	日向市 東臼杵郡

別表第 3（第 7 条関係）

[略]		
部室名	班 名	分 掌 事 務
[略]		
総務対策室	総務事務センター班	1 [略]
	福祉保健対策室	福祉保健班 1～3 [略] 4 社会福祉施設（長寿介護班、障がい福祉班、健康増進班及び子ども政策班の分掌事務に属するものを除く。）の災害対策及び被害調査に関すること。
[略]		
	国民健康保険班	[略]
[略]		
商工観光労働対策室	[略]	[略]
	雇用労働政策班	[略]
[略]		
農政水産対策室	[略]	[略]
	農業連携推進班	[略]
	農業経営支援班	[略]
[略]		
会計管理対策室	会計班	[略]
	物品管理調達班	1 庁内自動車の管理及び輸送に必要な措置に関すること。
[略]		

別表第 4（第 9 条関係）

宮崎県災害対策本部地方支部名称、設置場所及び所管区域表

名称	設置場所	所管区域
[略]		
宮崎県災害対策本部児湯地方支部	[略]	西都市 児湯郡

日向地方支部	日向土木事務所 内				
宮崎県災害対策本部 延岡地方支部	[略]	延岡市	宮崎県災害対策本部 東臼杵地方支部	[略]	延岡市 日向市 東 臼杵郡
[略]			[略]		

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

宮崎県告示第 218号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年3月28日から平成28年4月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 69号	宮崎市清武 町加納字長 嶺甲2722番 1地先から 同市大工一 丁目 106番 1地先まで	旧	13.8～ 138.0	6379.0
			宮崎市清武 町加納字長 嶺甲2722番 1地先から 同市大字恒 久字西原51 75番地先ま で		7.8～ 34.8	2824.6
			宮崎市清武 町加納字長 嶺甲2722番 1地先から 同市大工一 丁目 106番 1地先まで	新	13.8～ 138.0	6379.0

宮崎県告示第 219号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成28年3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
小 林 市	鳥田町 10	05-363-2-039	土 石 流
	鳥田町 13	05-363-2-040	土 石 流
	ソゼ谷川	05-363-2-041	土 石 流
	鳥田町 14	05-363-2-042	土 石 流
	鳥田町 15	05-363-2-043	土 石 流
	吐合谷川	05-363-2-054	土 石 流
	中 藪	I-1-0810	急傾斜地の崩壊
	岩 野	I-1-0811	急傾斜地の崩壊
	釘 水 流	I-1-0812	急傾斜地の崩壊
	夏木-1	I-1-3324	急傾斜地の崩壊
	夏木-12	II-1-0809	急傾斜地の崩壊
	大沢津-2	II-1-5526	急傾斜地の崩壊
	夏木-5	II-1-5640	急傾斜地の崩壊
	夏木-6	II-1-5641	急傾斜地の崩壊
	夏木-7	II-1-5642	急傾斜地の崩壊
	夏木-8	II-1-5643	急傾斜地の崩壊
	夏木-9	II-1-5644	急傾斜地の崩壊
	岩 野 1	II-1-5645	急傾斜地の崩壊
岩 野 - 3	II-1-5687	急傾斜地の崩壊	
夏木-10	II-1-5688	急傾斜地の崩壊	
夏木-11	II-1-5708	急傾斜地の崩壊	

えびの市	内 堅 9	05-209-1-007	土 石 流	佐 土 - 1	Ⅱ - 1 - 5470	急傾斜地の崩壊	
	堂 山 川 2	05-209-1-008	土 石 流	佐土-1-新①	Ⅱ - 1 - 5470-新①	急傾斜地の崩壊	
	高山谷川1	05-209-1-009	土 石 流	佐土-1-新②	Ⅱ - 1 - 5470-新②	急傾斜地の崩壊	
	高山谷川2	05-209-1-010	土 石 流	安 丸	Ⅱ - 1 - 5471	急傾斜地の崩壊	
	昌明寺2	05-209-2-009	土 石 流	水源地-1	Ⅱ - 1 - 5484	急傾斜地の崩壊	
	出 水 川	05-209-2-015	土 石 流	佐 土 - 2	Ⅱ - 1 - 5485	急傾斜地の崩壊	
	白鳥川2	05-209-2-017	土 石 流	佐土-2-新①	Ⅱ - 1 - 5485-新①	急傾斜地の崩壊	
	小 久 保	I - 1 - 0831	急傾斜地の崩壊	入 佐	Ⅱ - 1 - 5487	急傾斜地の崩壊	
	木場田-1	Ⅱ - 1 - 0832	急傾斜地の崩壊	入佐-新①	Ⅱ - 1 - 5487-新①	急傾斜地の崩壊	
	木場田-2	Ⅱ - 1 - 5405	急傾斜地の崩壊	常 盤 台	Ⅱ - 1 - 5490	急傾斜地の崩壊	
	城下-1	Ⅱ - 1 - 5406	急傾斜地の崩壊	南 川 地	Ⅱ - 1 - 5503	急傾斜地の崩壊	
	城下-1-新①	Ⅱ - 1 - 5406-新①	急傾斜地の崩壊	佐 土 - 3	Ⅱ - 1 - 5507	急傾斜地の崩壊	
	城下-2	Ⅱ - 1 - 5407	急傾斜地の崩壊	鳩 取 山	Ⅱ - 1 - 5509	急傾斜地の崩壊	
	城下-2-新①	Ⅱ - 1 - 5407-新①	急傾斜地の崩壊	上 町 - 2	Ⅱ - 1 - 5510	急傾斜地の崩壊	
	梅 木 - 1	Ⅱ - 1 - 5420	急傾斜地の崩壊	西 大 谷	Ⅱ - 1 - 5514	急傾斜地の崩壊	
	梅 木 - 2	Ⅱ - 1 - 5421	急傾斜地の崩壊	上 平	Ⅱ - 1 - 5515	急傾斜地の崩壊	
	出水-1	Ⅱ - 1 - 5436	急傾斜地の崩壊	小 手 原	Ⅱ - 1 - 5516	急傾斜地の崩壊	
	出水-2	Ⅱ - 1 - 5437	急傾斜地の崩壊	小手原-新①	Ⅱ - 1 - 5516-新①	急傾斜地の崩壊	
	中 の 原	Ⅱ - 1 - 5438	急傾斜地の崩壊				
	ホ キ 谷	Ⅱ - 1 - 5449	急傾斜地の崩壊				
	仮屋-1	Ⅱ - 1 - 5452	急傾斜地の崩壊				
	仮屋-2	Ⅱ - 1 - 5466	急傾斜地の崩壊				
	高原町	渡 上	I - 1 - 0786	急傾斜地の崩壊			
		八 久 保	I - 1 - 0791	急傾斜地の崩壊			
		南 川 内	I - 1 - 0795	急傾斜地の崩壊			
		南 鞍 掛	Ⅱ - 1 - 5469	急傾斜地の崩壊			

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土木整備部砂防課及び小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 220号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成28年3月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 箇 所 ( 溪 流 ) 番 号	土 砂 災 害 の 発 生 原 因 と なる 自 然 現 象 の 種 類				
小 林 市	鳥田町10	05-363-2-039	土 石 流	木場田-2	II-1-5405	急傾斜地の崩壊	
	鳥田町13	05-363-2-040	土 石 流	城下-1	II-1-5406	急傾斜地の崩壊	
	鳥田町14	05-363-2-042	土 石 流	城下-1- 新①	II-1-5406-新①	急傾斜地の崩壊	
	鳥田町15	05-363-2-043	土 石 流	城下-2	II-1-5407	急傾斜地の崩壊	
	中 藪	I-1-0810	急傾斜地の崩壊	城下-2- 新①	II-1-5407-新①	急傾斜地の崩壊	
	岩 野	I-1-0811	急傾斜地の崩壊	梅木-1	II-1-5420	急傾斜地の崩壊	
	釘 水 流	I-1-0812	急傾斜地の崩壊	梅木-2	II-1-5421	急傾斜地の崩壊	
	夏木-1	I-1-3324	急傾斜地の崩壊	出水-1	II-1-5436	急傾斜地の崩壊	
	夏木-12	II-1-0809	急傾斜地の崩壊	出水-2	II-1-5437	急傾斜地の崩壊	
	大沢津-2	II-1-5526	急傾斜地の崩壊	中 の 原	II-1-5438	急傾斜地の崩壊	
	夏木-5	II-1-5640	急傾斜地の崩壊	ホ キ 谷	II-1-5449	急傾斜地の崩壊	
	夏木-6	II-1-5641	急傾斜地の崩壊	仮屋-1	II-1-5452	急傾斜地の崩壊	
	夏木-7	II-1-5642	急傾斜地の崩壊	仮屋-2	II-1-5466	急傾斜地の崩壊	
	夏木-8	II-1-5643	急傾斜地の崩壊	高 原 町	渡 上	I-1-0786	急傾斜地の崩壊
	夏木-9	II-1-5644	急傾斜地の崩壊	八 久 保	I-1-0791	急傾斜地の崩壊	
	岩 野 1	II-1-5645	急傾斜地の崩壊	南 川 内	I-1-0795	急傾斜地の崩壊	
	岩野-3	II-1-5687	急傾斜地の崩壊	南 鞍 掛	II-1-5469	急傾斜地の崩壊	
	夏木-10	II-1-5688	急傾斜地の崩壊	佐土-1	II-1-5470	急傾斜地の崩壊	
	夏木-11	II-1-5708	急傾斜地の崩壊	佐土-1- 新①	II-1-5470-新①	急傾斜地の崩壊	
	えびの市	内 堅 9	05-209-1-007	土 石 流	佐土-1- 新②	II-1-5470-新②	急傾斜地の崩壊
		堂山川2	05-209-1-008	土 石 流	安 丸	II-1-5471	急傾斜地の崩壊
		高山谷川1	05-209-1-009	土 石 流	水源地-1	II-1-5484	急傾斜地の崩壊
		昌明寺2	05-209-2-009	土 石 流	佐土-2	II-1-5485	急傾斜地の崩壊
小 久 保		I-1-0831	急傾斜地の崩壊	佐土-2- 新①	II-1-5485-新①	急傾斜地の崩壊	
木場田-1		II-1-0832	急傾斜地の崩壊	入 佐	II-1-5487	急傾斜地の崩壊	

入佐-新①	Ⅱ-1-5487-新①	急傾斜地の崩壊
常盤台	Ⅱ-1-5490	急傾斜地の崩壊
南川地	Ⅱ-1-5503	急傾斜地の崩壊
佐土-3	Ⅱ-1-5507	急傾斜地の崩壊
鳩取山	Ⅱ-1-5509	急傾斜地の崩壊
上町-2	Ⅱ-1-5510	急傾斜地の崩壊
西大谷	Ⅱ-1-5514	急傾斜地の崩壊
上平	Ⅱ-1-5515	急傾斜地の崩壊
小手原	Ⅱ-1-5516	急傾斜地の崩壊
小手原-新①	Ⅱ-1-5516-新①	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土木整備部砂防課及び小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 221号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成28年 3 月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	申請者氏名	位置	道路の概要 (メートル)		指定年月日
			幅員	延長	
(高鍋) 27-2	株式会社 マエムラ 代表取締役 前村幸夫	児湯郡高鍋町大字 上江字平原1836- 13	4.10	46.98	平成28 年 3 月 4 日

訓 令

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成28年 3 月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

訓令第 2 号

本 庁  
各出先機関

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮崎県事務決裁規程（昭和40年訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後																					
別表第 1（第 3 条関係）		別表第 1（第 3 条関係）																					
<table border="1"> <tr><th colspan="2">知事決裁事項</th></tr> <tr><td>1～18</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>19</td><td>県行政運営上重要な異議の申立て、<u>審査請求</u>、再審査請求及び訴訟等に関する決定を行うこと。</td></tr> <tr><td>20～23</td><td>[略]</td></tr> <tr><td colspan="2">[略]</td></tr> </table>		知事決裁事項		1～18	[略]	19	県行政運営上重要な異議の申立て、 <u>審査請求</u> 、再審査請求及び訴訟等に関する決定を行うこと。	20～23	[略]	[略]		<table border="1"> <tr><th colspan="2">知事決裁事項</th></tr> <tr><td>1～18</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>19</td><td>県行政運営上重要な<u>審査請求</u>、<u>再調査の請求</u>、再審査請求及び訴訟等に関する決定を行うこと。</td></tr> <tr><td>20～23</td><td>[略]</td></tr> <tr><td colspan="2">[略]</td></tr> </table>		知事決裁事項		1～18	[略]	19	県行政運営上重要な <u>審査請求</u> 、 <u>再調査の請求</u> 、再審査請求及び訴訟等に関する決定を行うこと。	20～23	[略]	[略]	
知事決裁事項																							
1～18	[略]																						
19	県行政運営上重要な異議の申立て、 <u>審査請求</u> 、再審査請求及び訴訟等に関する決定を行うこと。																						
20～23	[略]																						
[略]																							
知事決裁事項																							
1～18	[略]																						
19	県行政運営上重要な <u>審査請求</u> 、 <u>再調査の請求</u> 、再審査請求及び訴訟等に関する決定を行うこと。																						
20～23	[略]																						
[略]																							
別表第 2（第 4 条関係）		別表第 2（第 4 条関係）																					
本庁各課共通専決事項		本庁各課共通専決事項																					
事務	事項	専決区分				摘要																	
		副 知 事	部 長	次 長	課 長	課 長 補 佐	担 当 リ ー ダ ー																
[略]		[略]																					
7 争	(1) 異議の申立てに係る決定に関する	[略]																					
		副 知 事	部 長	次 長	課 長	課 長 補 佐	担 当 リ ー ダ ー																
7 争	(1) <u>審査請求若し</u> <u>くは再審査請求に</u>	[略]																					

訟 等 に 関 す る 事 務	ること。  ア 部長又は次長 の行った処分等 に係るもの  イ 課長又は出先 機関の長が行っ た処分等に係る もの									訟 等 に 関 す る 事 務	係る裁決若しくは 再調査に係る決定 又は措置等に関す ること。  ア 部長若しくは 次長又は市町村 長等が行った処 分等に係るもの  イ 課長又は出先 機関の長が行っ た処分等に係る もの											
	(2) 審査請求、再 審査請求に係る裁 決又は措置等に関 すること。																					
	ア 知事が監督す る行政庁が行っ た処分等に係る もの	○																				
	イ 出先機関の長 が行った処分等 に係るもの	○																				
	(3)・(4) [略]																					
[略]										[略]												
11	[略]									11	[略]											
財 務 等 に 関 す る 事 務	(10) 予算執行伺及 び支出負担行為に 関すること。ただ し、支出負担行為 にあつては、次に 掲げるものを除く 。 ア～カ [略] キ 物品の購入 ( 物 品の購入等の 事務に関する規 則 (平成10年宮 崎県規則第35号 ) 第2条に規定 する物品の購入 をいう。以下同 じ。) で総務事 務センターの主 管に属するもの	[略]									(10) 予算執行伺及 び支出負担行為に 関すること。ただ し、支出負担行為 にあつては、次に 掲げるものを除く 。 ア～カ [略] キ 物品の購入 ( 物 品の購入等の 事務に関する規 則 (平成10年宮 崎県規則第35号 ) 第2条に規定 する物品の購入 をいう。以下同 じ。) で物品管 理調達課の主管 に属するもの	[略]										
	(11) 支出命令に関 すること。ただし 、次に掲げるもの を除く。 ア～カ [略] キ 物品の購入 ( 総 務事務センタ ーの主管に属す るものに限る。	[略]										(11) 支出命令に関 すること。ただし 、次に掲げるもの を除く。 ア～カ [略] キ 物品の購入 ( 物 品管理調達課 の主管に属する ものに限る。)	[略]									

) [略] [略] [略]					[略] [略]						
別表第 3 (その 1) (第 4 条関係)					別表第 3 (その 1) (第 4 条関係)						
本庁各課特定専決事項					本庁各課特定専決事項						
課	副 知 事 専 決 事 項	部 長 特 定 専 決 事 項	次長特 定専決 事項	課長特定専決事項	課長補佐特定 専決事項	課	副 知 事 専 決 事 項	部 長 特 定 専 決 事 項	次長特 定専決 事項	課長特定専決事項	課長補佐特定 専決事項
[略]					[略]						
総務 事務 セン ター	[ 略 ]		1 1 件 6 00万 円以 上の 物品 の購 入に 係る 支出 負担 行為 に関 する こと 。	1 [略] 2 1件50万円以上 の物品(単価契約 品を除く。)の受 払通知に関するこ と。 3 生産物の処分に 関すること(別に 指定したものを除 く。) 4 不用品の処分に 関すること。 5 1件50万円以上 600万円未満の物 品(単価契約品を 除く。)の購入に 係る支出負担行為 に関すること。	1 [略] 2 1件50万 円未満の物 品(単価契 約品を除く 。)の受払 通知に関す ること。 3 物品(単 価契約品を 除く。)の 購入に係る 次の事務 (1) 入札 の執行に 関すること (1件 50万円未 満のもの に限る。 ) (2) 入札 における 予定価格 及び最低 制限価格 の決定に 関すること (1件 50万円未 満のもの に限る。 ) (3) 支出 負担行為 に関する こと(1 件50万円 未満のも	総務 事務 セン ター	[ 略 ]		1 [略]		1 [略]

				のに限る 。)。 (4) 支出 命令に関 すること 。				
危機 管理 課	[ 略 ]	1 災害対策基本法 (昭和36年法律第 223号) 第42条第 3項の規定による 市町村地域防災計 画の作成又は修正 に係る協議に関す ること。 2 [略]			危機 管理 課	[ 略 ]	1 災害対策基本法 (昭和36年法律第 223号) 第42条第 6項の規定による 助言又は勧告に関 すること。 2 [略]	
[略]					[略]			
福祉 保健 課	[ 略 ]				福祉 保健 課	[ 略 ]	1 生活保護法（昭 和25年法律第 144 号）による次の事 務 (1) 第49条第 1 項の規定による 医療機関の指定 に関すること。 (2) 第53条第 1 項の規定による 診療報酬の額の 決定に関すること。 (3) 第54条の 2 第 1 項の規定に よる介護機関の 指定に関すること。 (4) 第54条の 2 第 4 項において 準用する第53条 第 1 項の規定に よる介護の報酬 の額の決定に関 すること。 2 戦傷病者戦没者 遺族等援護法（昭 和27年法律第 127 号）に基づく調査 に関すること。 3 未帰還者留守家 族等援護法（昭和 28年法律第 161号 ）に基づく支給、 引揚者給付金等支 給法（昭和32年法 律第 109号）に基 づく認定、戦没者	



						<p>決定に関する こと。</p> <p>(3) 第54条の2 第1項の規定に よる介護機関の 指定に関するこ と。</p> <p>(4) 第54条の2 第4項において 準用する第53条 第1項の規定に よる介護の報酬 の額の決定に関 すること。</p> <p>2 戦傷病者戦没者 遺族等援護法(昭 和27年法律第127 号)に基づく調査 に関すること。</p> <p>3 未帰還者留守家 族等援護法(昭和 28年法律第161号 )に基づく決定、 引揚者給付金等支 給法(昭和32年法 律第109号)に基 づく認定、戦傷病 者特別援護法(昭 和38年法律第168 号)に基づく決定 、戦没者等の妻に 対する特別給付金 支給法(昭和38年 法律第61号)に基 づく裁定、戦没者 等の遺族に対する 特別弔慰金支給法 (昭和40年法律第 100号)に基づく 裁定、戦傷病者等 の妻に対する特別 給付金支給法(昭 和41年法律第109 号)に基づく裁定 及び戦没者の父母 等に対する特別給 付金支給法(昭和 42年法律第57号) に基づく裁定に関 すること。</p> <p>4 未帰還者に関す る特別措置法(昭 和34年法律第7号 )による次の事務</p>																					
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--





1 の 2 農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第 6 条第 3 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第 1 条の規定による改正前の農地法による次の事務

- (1) 第71条の規定による検査に関すること。
- (2) 第72条第 2 項の規定による買取令書の交付に関すること。

1 の 3 [略]

1 の 4 土地改良法による次の事務（(1)から(4)まで及び(16)から(23)までに掲げる事務にあっては、第 126条の規定により国が補助金を交付する土地改良事業に係るものを除く。）

- (1)～(19) [略]
- (20) 第96条の 2 第 1 項の規定による協議に関すること。
- (21) 第96条の 2 第 5 項において準用する第 8 条第 1 項の規定による適否の決定に関すること。
- (22) 第96条の 3 第 1 項の規定による協議に関すること。
- (23) 第96条の 3 第 5 項において準用する第48条第 9 項において準用する第 8 条第 1 項の規定による適否の決定に関すること。

1 の 5 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）による次の事務

- (1) 第13条第 4 項において準用する第 8 条第 4 項の規定による協議及び同意に関すること。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。
  - ア [略]
  - イ 1 件当たりの面積が 2 ヘクタールを超え、かつ、農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の許可を要する変更

ウ [略]

- (2) [略]

1 の 6 ・ 1 の 7 [略]

2 ～ 14 [略]

[略]

農林振興局

1 農地法による次の事務

- (1) 第 4 条第 1 項の許可に関すること。ただし、転用面積が 2 ヘクタールを超えるもの及び都市計画法、砂利採取法その他関連法等との調整に係るもの（宮崎県事務委任規則（昭和40年宮崎県規則第10号）別表土木事務所長の項第24号の規定により土木事務所長に委任された開発行為等の許可並びに都市計画法施行細則第43条の規定により宮崎市、都城市及び延岡市に委任された開発行為等の許可（以下この号において「開発行為等の許可」という。）との調整に係るものを除く。）を除く。

- (2) 第 4 条第 3 項の規定による意見の聴取（(1)に規定する許可に係るものに限り。）に関すること。

(3) [略]

- (4) 第 5 条第 3 項において準用する第 4 条第 3 項の規定による意見の聴取（(3)に規定する許可に係るものに限り。）に関すること。

1 の 2 農地法等の一部を改正する法律附則第 6 条第 3 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第 1 条

1 の 2 [略]

1 の 3 土地改良法による次の事務（(1)から(4)まで及び(16)から(19)までに掲げる事務にあっては、第 126条の規定により国が補助金を交付する土地改良事業に係るものを除く。）

- (1)～(19) [略]

1 の 4 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）による次の事務

- (1) 第13条第 4 項において準用する第 8 条第 4 項の規定による協議及び同意に関すること。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。
  - ア [略]
  - イ 農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の許可を要する 1 件当たりの転用面積が 4 ヘクタールを超える農用地を含む変更

ウ [略]

- (2) [略]

1 の 5 ・ 1 の 6 [略]

2 ～ 14 [略]

[略]

農林振興局

1 農地法による次の事務

- (1) 第 4 条第 1 項の許可に関すること。ただし、転用面積が 4 ヘクタールを超えるもの及び都市計画法、砂利採取法その他関連法等との調整に係るもの（宮崎県事務委任規則（昭和40年宮崎県規則第10号）別表土木事務所長の項第24号の規定により土木事務所長に委任された開発行為等の許可並びに宮崎県における事務処理の特例に関する条例（平成11年宮崎県条例第40号）別表28の項の規定により都城市、延岡市及び日向市に委任された開発行為等の許可（以下この号において「開発行為等の許可」という。）との調整に係るものを除く。）を除く。

- (2) [略]

の規定による改正前の農地法による次の事務  
(1) 第71条の規定による検査に関すること。  
(2) 第72条第2項の規定による買収令書の交付に関する  
こと。  
1の3・1の4 [略]  
1の5 土地改良法による次の事務((1)から(4)まで及び  
(16)から(23)までに掲げる事務にあっては、第126条の規  
定により国が補助金を交付する土地改良事業に係るものを  
除く。)  
(1)～(19) [略]  
(20) 第96条の2第1項の規定による協議に関すること。  
(21) 第96条の2第5項において準用する第8条第1項の  
規定による適否の決定に関すること。  
(22) 第96条の3第1項の規定による協議に関すること。  
(23) 第96条の3第5項において準用する第48条第9項に  
おいて準用する第8条第1項の規定による適否の決定に  
関すること。  
1の6 農業振興地域の整備に関する法律による次の事務  
(1) 第13条第4項において準用する第8条第4項の規定  
による協議及び同意に関すること。ただし、次のいずれ  
かに該当する場合を除く。  
ア [略]  
イ 1件当たりの面積が2ヘクタールを超え、かつ、農  
地法第4条第1項又は第5条第1項の許可を要する変  
更  
ウ [略]  
(2) [略]  
1の7～1の12 [略]  
2～4 [略]  
[略]

1の2・1の3 [略]  
1の4 土地改良法による次の事務((1)から(4)まで及び  
(16)から(19)までに掲げる事務にあっては、第126条の規  
定により国が補助金を交付する土地改良事業に係るものを  
除く。)  
(1)～(19) [略]  
1の5 農業振興地域の整備に関する法律による次の事務  
(1) 第13条第4項において準用する第8条第4項の規定  
による協議及び同意に関すること。ただし、次のいずれ  
かに該当する場合を除く。  
ア [略]  
イ 農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可を要す  
る1件当たりの転用面積が4ヘクタールを超える農用  
地を含む変更  
ウ [略]  
(2) [略]  
1の6～1の11 [略]  
2～4 [略]  
[略]

別表第9 (第10条関係)

出先機関名	第1代決者	第2代決者	第3代決者
[略]			
県税・総務事務所	県税に関する事務にあっては管理課長又は納税管理課長、総務事務センター及び総務商工センターの主管に係る事務にあっては総務事務センター長又は総務商工センター長(宮崎県税・総務事務所にあっては次長(当該次長が担当する事務に限る。))	主務課長(宮崎県税・総務事務所の県税に関する事務にあっては管理課長、総務事務センターの主管に係る事務にあっては総務事務センター長)	[略]
[略]			
土木事務所	次長(当該次長が担当する事務に限る。)(日南土木事務所、串間土木事務所及び高岡土木事務所)にあっては総務課長	総務課長(宮崎土木事務所、都城土木事務所、小林土木事務所、西	

別表第9 (第10条関係)

出先機関名	第1代決者	第2代決者	第3代決者
[略]			
県税・総務事務所	県税に関する事務にあっては管理課長又は納税管理課長(宮崎県税・総務事務所にあっては次長(当該次長が担当する事務に限る。))、総務事務センター及び総務商工センターの主管に係る事務にあっては総務事務センター長又は総務商工センター長	主務課長(宮崎県税・総務事務所にあっては管理課長)	[略]
[略]			
土木事務所	次長(当該次長が担当する事務に限る。)(日南土木事務所、串間土木事務所、高岡土木事務所及び高鍋土木事務所)にあっては総務課	総務課長(宮崎土木事務所、都城土木事務所、小林土木事務所、西	

[略]	都土木事務所、高鍋土木事務所、日向土木事務所及び延岡土木事務所に限る。 )
[略]	長) 都土木事務所、日向土木事務所及び延岡土木事務所に限る。)

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第3（その1）危機管理課の項の改正規定、別表第5西臼杵支庁の項の改正規定（第1号の4中「(23)」を「(19)」に改める部分及び(20)から(23)までを削る部分に限る。）、同表農林振興局の項の改正規定（第1号の5中「(23)」を「(19)」に改める部分及び(20)から(23)までを削る部分に限る。）及び別表第9土木事務所の項の改正規定は、公表の日から施行する。

宮崎県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成28年3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第3号

本 庁  
各出先機関

宮崎県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

宮崎県職員の駐在に関する規程（平成19年訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
所属機関	駐 在 場 所	担当区域	担当事務	所属機関	駐 在 場 所	担当区域	担当事務
[略]				[略]			
労働政策課	[略]			雇用労働政策課	[略]		
[略]				[略]			

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

県有自動車等による事故処理規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成28年3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第4号

本 庁  
各出先機関

県有自動車等による事故処理規程の一部を改正する訓令

県有自動車等による事故処理規程（平成19年訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（事故発生時における所属長等の対応） 第5条 所属長は、前条第2項の規定による報告又はその他の通報により事故の発生を知ったときは、直ちに次に掲げる措置を講じなければならない。 (1)・(2) [略] (3) 電話連絡等により事故の概要を主管課長及び総務事務センター課長に報告し、必要な指示を受けること。 (4) [略]	（事故発生時における所属長等の対応） 第5条 所属長は、前条第2項の規定による報告又はその他の通報により事故の発生を知ったときは、直ちに次に掲げる措置を講じなければならない。 (1)・(2) [略] (3) 電話連絡等により事故の概要を主管課長及び物品管理調達課長に報告し、必要な指示を受けること。 (4) [略]

2 主管課長は、所属長から前項第 3 号に規定する報告を受けたときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 必要に応じ、総務事務センター課長と事故の対応について協議すること。

3 総務事務センター課長は、所属長から第 1 項第 3 号に規定する報告又は主管課長から前項第 3 号に規定する協議があったときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)・(2) [略]

(事故発生報告)

第 6 条 所属長は、事故（第三者に損害が生じない自損事故を除く。）が発生した場合は、速やかに県有自動車等事故発生報告書（別記様式第 1 号）及び事故現場見取図・道路状況等調書（別記様式第 2 号）に所属長の意見書その他必要な書類を添付し、主管課長及び総務事務センター課長に提出しなければならない。この場合において、総務事務センター課長への報告書は、主管課長を経由するものとする。

(事故処理完了報告)

第 7 条 所属長は、当該事故に関する全ての処理が完了したときは、交通事故処理完了報告書（別記様式第 3 号）を主管課長を経由して総務事務センター課長に提出しなければならない。

別記

様式第 1 号（第 6 条関係）

[略]

[略]
[略]
<u>総務事務センター課長</u> 殿
[略]

様式第 3 号（第 7 条関係）

[略]

総務事務センター課長 殿

[略]

附 則

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

賠償等審査会規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成28年 3 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第 5 号

本 庁  
各 出 先 機 関  
教育委員会事務局  
人事委員会事務局  
警 察 本 部  
労働委員会事務局  
監 査 事 務 局  
県 議 会 事 務 局

賠償等審査会規程の一部を改正する訓令

賠償等審査会規程（平成19年訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(審査会の庶務)	(審査会の庶務)
第 7 条 審査会の庶務は、会計管理局会計課において総括し、及び処理する。ただし、次の各号に掲げる事項に関するものについて	第 7 条 審査会の庶務は、会計管理局会計課において総括し、及び処理する。ただし、次の各号に掲げる事項に関するものについて

<p>は、当該各号に掲げる課が処理するものとする。</p> <p>(1) 第 1 条第 1 号に規定する事項のうち、物品に関するもの 総務部総務事務センター</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 第 1 条第 2 号に規定する事項のうち、前 2 号に掲げる部局 以外の部局に係るもの 総務部総務事務センター</p> <p>別表（第 2 条関係） [略] 総務部財政課長 総務部総務事務センター課長 会計管理局会計課長</p> <p>[略]</p>	<p>は、当該各号に掲げる課が処理するものとする。</p> <p>(1) 第 1 条第 1 号に規定する事項のうち、物品に関するもの 会計管理局物品管理調達課</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 第 1 条第 2 号に規定する事項のうち、前 2 号に掲げる部局 以外の部局に係るもの 会計管理局物品管理調達課</p> <p>別表（第 2 条関係） [略] 総務部財政課長</p> <p>会計管理局会計課長 会計管理局物品管理調達課長</p> <p>[略]</p>
--	---

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

**公安委員会規則**

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月28日

宮崎県公安委員会委員長 山 崎 殖 章

宮崎県公安委員会規則第 6 号

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則（昭和35年宮崎県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第 3（第10条関係）		別表第 3（第10条関係）	
路 線 名	区 間	路 線 名	区 間
[略]		[略]	
一般国道 218号 (北方延岡道路 )	延岡市舞野町1472番3地先から延岡市高野 町67番40地先まで	一般国道 218号 (北方延岡道路 )	延岡市舞野町1472番3地先から延岡市高野 町67番40地先まで
[略]		[略]	
県道高鍋インタ ー線	[略]	県道高鍋インタ ー線	[略]
県道宮崎インタ ー佐土原線	[略]	県道宮崎インタ ー佐土原線	[略]
[略]		[略]	
県道宮崎島之内 線	宮崎市橋通東 1 丁目11番16地先から宮崎市 吉村町34番11地先まで	県道宮崎島之内 線	宮崎市橋通東 1 丁目11番16地先から宮崎市 阿波岐原町猿野3223番 1 地先まで
[略]		[略]	
宮崎市道清武南 インター下り線	[略]	宮崎市道清武南 インター下り線	[略]
宮崎市道花ヶ島	宮崎市神宮東 3 丁目 132番 2 地先から宮崎	宮崎市道新名爪 宮田線	宮崎市大字新名爪字宮田 102番 1 地先から 宮崎市大字新名爪字前田97番 5 地先まで
宮崎市道花ヶ島	宮崎市神宮東 3 丁目 132番 2 地先から宮崎	宮崎市道花ヶ島	宮崎市神宮東 3 丁目 132番 2 地先から宮崎

通線	市大字芳土中原 613番1地先まで
宮崎市道旭通線	[略]
[略]	

様式第 8 号の 2 (第 6 条の 2 関係)

(表)

[略]

(裏)

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った翌日から起算して60日以内に宮崎県公安委員会に対して、異議申立てをすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。
- 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。)、提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。  
 なお、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 8 号の 3 (第10条の 3 関係)

(表)

[略]

(裏)

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った翌日から起算して60日以内に宮崎県公安委員会に対して、異議申立てをすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。
- 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。)、提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。  
 なお、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提

通線	市大字新名爪字前田97番5地先まで
宮崎市道花ヶ島山崎線	宮崎市花ヶ島町榎ノ木 310番4地先から宮崎市村角町坪平1209番3地先まで
宮崎市道下北方通線	宮崎市阿波岐原猿野3224番地先から宮崎市花ヶ島町 290番1地先まで
宮崎市道旭通線	[略]
宮崎市道一ツ葉通線	宮崎市新別府町山宮 917番1地先から宮崎市新別府町前浜1401番 254地先まで
[略]	

様式第 8 号の 2 (第 6 条の 2 関係)

(表)

[略]

(裏)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。)、提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。  
 なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 8 号の 3 (第10条の 3 関係)

(表)

[略]

(裏)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。)、提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。  
 なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起す

起することができなくなります。

様式第 8 号の 4 (第 11 条の 2 関係)

(表)

[略]

(裏)

1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った翌日から起算して60日以内に宮崎県公安委員会に対して、異議申立てをすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。)、提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 22 号 (第 32 条第 2 項関係)

[略]

(教示)

1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った翌日から起算して60日以内に宮崎県公安委員会に対して、異議申立てをすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。)、提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ることができなくなります。

様式第 8 号の 4 (第 11 条の 2 関係)

(表)

[略]

(裏)

1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。)、提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 22 号 (第 32 条関係)

[略]

(教示)

1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。)、提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月28日

宮崎県公安委員会委員長 山 崎 殖 章

公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例施行規則（平成22年宮崎県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>別記 様式第1号（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（教示）</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、<u>この処分を行った警察官の所属する警察署長（宮崎県警察本部に所属する警察官が行った処分については宮崎県警察本部長）</u>に対して、審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 [略]</p> </div> <p>様式第2号（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（教示）</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、<u>この処分を行った警察官の所属する警察署長（宮崎県警察本部に所属する警察官が行った処分については宮崎県警察本部長）</u>に対して、審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 [略]</p> </div>	<p>別記 様式第1号（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（教示）</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に、<u>宮崎県公安委員会</u>に対して、審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 [略]</p> </div> <p>様式第2号（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（教示）</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に、<u>宮崎県公安委員会</u>に対して、審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 [略]</p> </div>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

宮崎県犬取締条例第7条第2項の規定に基づく事故発生時の指示に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月28日

宮崎県公安委員会委員長 山 崎 殖 章

宮崎県公安委員会規則第8号

宮崎県犬取締条例第7条第2項の規定に基づく事故発生時の指示に関する規則の一部を改正する規則

宮崎県犬取締条例第7条第2項の規定に基づく事故発生時の指示に関する規則（昭和48年宮崎県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">宮崎県犬取締条例第7条第2項の規定に基づく事故発生時の指示に関する規則</p> <p>宮崎県犬取締条例第7条第2項に規定する犬による被害についての届出を受理したときの指示は、時機を失することなく、飼育者に対し口頭その他の方法により行なうとともに、別記様式による指示書を交付するものとする。</p> <p>別記様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p style="text-align: center;">あなたの飼い犬が      年 月 日 時      に おいて人に危害を加えたので、被害者の救護その他飼い犬の</p> </div>	<p style="text-align: center;">宮崎県犬取締条例第6条第2項の規定に基づく事故発生時の指示に関する規則</p> <p>宮崎県犬取締条例第6条第2項に規定する犬による被害についての届出を受理したときの指示は、時機を失することなく、飼育者に対し口頭その他の方法により行なうとともに、別記様式による指示書を交付するものとする。</p> <p>別記様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p style="text-align: center;">あなたの飼い犬が      年 月 日 時      に おいて人に危害を加えたので、被害者の救護その他飼い犬の</p> </div>

処置について宮崎県犬取締条例第7条第2項の規定により下記のとおり指示します。

加害犬の特徴

種類	名称	年令	性別	毛色	体格	その他

〔略〕

この指示について不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条により、この指示があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に宮崎県公安委員会に対して、異議申立をすることができます。

処置について宮崎県犬取締条例第6条第2項の規定により下記のとおり指示します。

加害犬の特徴

種類	名称	年齢	性別	毛色	体格	その他

〔略〕

(注) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をしたときには、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県公安委員会が被告の代表となります。）提起することができます。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

宮崎県公安委員会の所管に属する審査請求等の手続に関する規則をここに公布する。

平成28年3月28日

宮崎県公安委員会委員長 山 崎 殖 章

宮崎県公安委員会規則第9号

宮崎県公安委員会の所管に属する審査請求等の手続に関する規則

行政不服審査法（平成26年法律第68号）、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）及び行政不服審査法施行条例（平成27年宮崎県条例第47号）の規定に基づく宮崎県公安委員会の所管に属する審査請求等の手続については、知事の所管に属する審査請求等の手続に関する規則（平成28年宮崎県規則第16号）の規定の例による。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成28年3月2日現在次のとおりである。

平成28年3月28日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	18,317人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	214,479人

宮崎県選挙管理委員会告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成28年3月2日現在次のとおりである。

平成28年3月28日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

宮崎市選挙区	108,570人
都城市選挙区	45,307人
延岡市選挙区	34,836人
日南市選挙区	15,511人
小林市・西諸県郡選挙区	15,807人
日向市選挙区	16,961人
串間市選挙区	5,494人
西都市・西米良村選挙区	9,036人
えびの市選挙区	5,793人
北諸県郡選挙区	6,740人
東諸県郡選挙区	7,693人
児湯郡選挙区	19,467人
東臼杵郡選挙区	8,117人
西臼杵郡選挙区	5,948人